## 意見の概要

### 息児の個女

### 『住宅施策』

1件

・今ある建物はなるべくそのままリフォームして再利用し、新しく建てる家は少なくとも百年は持たせるよう条例を作った方がいいと思う。高さの制限も必要で、まわりを圧倒し、日照権を奪うような建物は建築させるべきではない。

高齢者の住宅については、弱者の視点で 強者に規制をかけ、官主導でやっていく のがいいのではないか。

# 市の考え方

循環型社会への転換が求められる中、計画では、公共施設の整備に当たり、建物の長寿命化や自然エネルギーの活用など、民間建築物への波及も期待し、率先して環境との共生に向けた取り組みを進めていくこととしています。

なお、これらの取り組みが計画に盛り込まれていることを明らかにするため、「新たな視点による環境共生型公共 建築物の整備事業」における計画書の事業内容の記述を、

「環境との共生に向けた取り組み」から、「建物の長寿命化や環境との共生に向けた取り組み」に修正します。

また、建物の建て方に関しては、基本的なルールである 用途地域などを今後も適切に定めていくほか、地区特性に 応じたきめ細かなルールである地区計画などを住民の皆 さんの参加と理解のもとで定める取り組みを推進してい きます。

高齢者などのための住宅の確保に関しては、現在、市営住宅においてバリアフリー化を標準仕様とするとともに、 高齢者単身世帯向けの住宅を供給しています。

計画においても、既設の市営住宅のバリアフリー化への 取り組みや、民間活力をいかした高齢者のための優良賃貸 住宅の供給などを進めていくこととしています。

# 『古いマンションの改築促進』

1 🖞

・古いマンションの改築を促進するために 建築基準法の運用を緩和してほしい。改 築ブームがおこり市内の景気も良くな るはず。当面、商業地域に限って適用し てはどうか。 古いマンションの建替えについては全国的な問題で、国においてもマンション建替え円滑化法の制定をはじめ、法律・制度などの整備の取り組みがなされています。

札幌市では、現在、市内の分譲マンション管理の実態調査を行っており、この調査結果を踏まえて、マンションの維持管理保全を適切に進めるために必要となる施策についての検討を進めたいと考えています。

なお、建築物の建て方の基本的なルールとなる用途地域 等に関しては、都市全体の均衡ある機能配置や密度構成の 観点から定める必要があり、局所的な建替えの促進を目的 として緩和することは適切ではないと考えています。

# 『自動車の騒音対策』

2件

・澄川通の自動車騒音対策として、大型ダンプトラックの通り抜けを合法的に規制する方法を検討してほしい。

市道について、自動車騒音が一定限度の範囲内である場合、特定の車両の通り抜けを規制することは、現状では難しい状況にあります。

騒音発生の要因となる速度超過などの違反の取り締りなどについては、引き続き警察など関係機関への働きかけを行っていきたいと考えています。

### 意見の概要

### 市の考え方

### 『自動車の騒音対策』

・澄川通の自動車騒音対策のため、マフラー不法改造車を徹底排除する即効対策として、マフラーの改造は原則認めないこと。 改造車は6ヶ月の経過期間内にメーカー標準仕様にもどすこと。 経過期間終了後の運行を一切禁止するなどの措置を提案する。

自動車の不正改造については、「道路運送車両法」において禁止しており、違反した場合には、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることとなっています。

また、地方運輸局長は不正改造車の使用者に対し、必要な整備の命令を行い、使用者がその 15 日以内に整備した車両を提示しない場合は、使用停止命令を行うこととなっています。

今後も、不正改造車の取り締りや法律運用の徹底について国や関係機関へ働きかけていきたいと考えています。

# 『その他』

・公共事業の入札制度の透明性確保のため の具体策を検討してほしい。そうするこ とによって、市政に対する信頼感が生ま れ、また、地元の中小業者に落札する可 能性も高まり、札幌市に活気が戻ってく るのではないか。

4件

工事に関する入札制度の透明性の確保については、指名 選考過程や発注予定工事等の公表を行うとともに、入札・ 契約制度の監視機関として「札幌市入札等監理委員会」を 設置し、民間からの有識者を委員に招いて入札・契約制度 の改善に向けた意見をいただき、その内容を公開していま す。

また、インターネットによる入札・契約情報の提供を行っていますが、現在電子入札の導入にも取り組んでいるところであり、こうした新たな制度の運用の際にも、透明性が一層向上するように努力していきたいと考えています。

- ・パブリックコメントの実施だけでは市民参加、透明性などが十分とは言えない。 重点事業編(案)ができた段階で、市民が関心を持てるような説明会を開催し、 質疑の場を設けほしい。
- ・何でもかんでも「民営化」というのが流行だがいかがなものか。民間では採算がとれないと切り捨てられてしまい、マイノリティーの保護が損なわれる。

ご意見については今後の参考とさせていただきます。 併せて、計画完成の後には、市民の皆さんが計画の内容 について関心をもち、理解を深めていただけるよう、出前 講座をはじめとするさまざまな機会を活用して広報に努 めていきます。

計画では、「市民との協働推進」を施策の展開方針の一つとして掲げ、市民・企業・行政などが公共を担い合うことによる効果的なまちづくりを目指しています。

また、事業の民営化については、個々の事例ごとに、行政の効率化のほか、市民サービス向上の観点で必要性や妥当性を判断しています。また、民営化後もサービスが低下しないように、行政としてもさまざまな施策を実施しています。ご指摘のように行政の役割を十分に踏まえて事業のあり方を検討していきます。

・全体的に抽象的な内容が多く意見も出し にくい。地区のまちづくりを例に取って いえば、公的施設の整備について地区や 施設数を示すなど、具体的な計画書とし てほしい。 公共施設の整備については、よりわかりやすいように、 整備数などの数量に加えて具体的な整備地区なども現時 点で明らかになっているものについては各事業の備考欄 に極力表示し、併せて、巻末に掲載の「主な施設等サービ ス水準」にも記載することとします。